

三 監 9 1 号

平成26年11月19日

請 求 人 [REDACTED] 様

請求人代理人

[REDACTED]
弁護士 [REDACTED] 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 家代岡 桂子

住民監査請求監査の結果について（通知）

平成26年9月22日で収受しました地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により標記監査を実施しましたので、この結果を別添のとおり通知します。

- ・ 不自然な領収書等がある。
- (4) **㊦ 1** 区・**㊦ 2** 区に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張 7 9）
 - ・ 実績報告書の提出期限を徒過している。
- (5) **㊦ 1** **㊦ 2** 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張 8 0 から同 9 3 まで）
 - ・ 招待漏れがある。
 - ・ 商品、単価、個数等不明の領収書がある。
 - ・ 不自然な領収書等がある。
- (6) **㊦** 地区区長会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張 9 4 から同 1 0 5 まで）
 - ・ 使途不明金がある。
 - ・ 不自然な領収書等がある。

上記から、補助金等確定は違法である。

三田市が返還請求を怠っていることも違法である。

明らかに違法・不当な支出が含まれているので、全額について補助金として認めるべきではない。仮に全額でないとしても、違法・不当な支出と認定される分は返還させるべきである。

2 請求する措置

- (1) **㊦** 地区区長・自治会長会に対する敬老行事補助金

三田市長は、**㊦** 地区区長・自治会長会に対し 3, 9 2 4, 0 0 0 円及び平成 2 5 年 9 月 2 8 日から支払済まで年 5 分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

- (2) **㊦** 地区区長・自治会長会に対する敬老行事補助金

三田市長は、**㊦** 地区区長・自治会長会に対し 4, 9 0 5, 0 0 0 円及び平成 2 5 年 1 0 月 3 0 日から支払済まで年 5 分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

- (3) **㊦** 地区区長・自治会長会に対する敬老行事補助金

三田市長は、**㊦** 地区区長・自治会長会に対し 2, 4 5 7, 0 0 0 円及び平成 2 5 年 1 0 月 3 0 日から支払済まで年 5 分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

- (4) **㊦ 1** 区・**㊦ 2** 区に対する敬老行事補助金

三田市長は、**㊦ 1** 区・**㊦ 2** 区に対し 1 5 9, 0 0 0 円及び平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日から支払済まで年 5 分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

- (5) **㊦ 1** **㊦ 2** 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金

三田市長は、**㊦ 1** **㊦ 2** 地区敬老会実行委員会に対し 8 3 1, 0 0 0 円及び平成 2 5 年 9 月 2 6 日から支払済まで年 5 分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

(6) ㊦ 地区区長会に対する敬老行事補助金

三田市長は、㊦ 地区区長会に対し1,557,700円及び平成25年11月12日から支払済まで年5分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

第3 請求の受理

平成26年9月22日付で收受した住民監査請求書（甲第1号証から同第39号証までを含む。）及び同年10月6日付で收受した住民監査請求訂正書（以下、これらを総称して「本件措置請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員会議において審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものとして、同月14日付でこれを受理しました。

第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

1 監査の対象部署

まちづくり部市民協働局コミュニティ課

2 監査の期間

平成26年10月14日から同年11月17日まで

3 監査の実施方法

(1) 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を平成26年11月6日に実施しましたところ、請求人及び請求人代理人（以下「請求人等」という。）が出席され、陳述されました。

法242条第1項において、住民監査請求において添付しなければならないこととされている事実を証する書面については、請求人から提出された甲第1号証から同第39号証までがこれに相当するものであると判断しました。

(2) 関係職員からの陳述の聴取等

法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を平成26年11月6日に実施しましたところ、まちづくり部長、同部市民協働局長、同局コミュニティ課長及び同課係長2名が出席され、陳述されました。

また、説明書と題する書面が平成26年11月4日及び同月14日に提出されました。

4 監査対象

請求人からの本件措置請求書及び請求人等からの陳述の内容から、本件監査請求は、平成25年8月頃に支出された㊦ 地区区長・自治会長会に対する敬老行事補助金（以下「㊦ 地区敬老行事補助金」という。）、㊧ 地区区長・自治会長会に対する敬老行事補助金（以下「㊧ 地区敬老行事補助金」という。）、

㉔ 地区区長・自治会長会に対する敬老行事補助金（以下「㉔ 地区敬老行事補助金」という。）、㉕ 区・㉖ 区に対する敬老行事補助金（以下「㉕ ㉖ 地区敬老行事補助金」という。）、㉗ ㉘ 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（以下「㉗ ㉘ 地区敬老行事補助金」という。）及び㉙ 地区区長会に対する敬老行事補助金（以下「㉙ 地区敬老行事補助金」という。）の6件の敬老行事補助金（以下、これらを総称して「6地区敬老行事補助金」という。）について、違法・不当とする主張1から同105までがあることにより、6地区敬老行事補助金に係る補助金等確定（三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号）第13条の規定による補助金等の額を確定する行為（以下「補助金等確定行為」という。）が違法又は不当であると主張するもの（以下「補助金等確定行為に係る主張」という。）であると解し、これを監査対象としました。

また、本件監査請求は、6地区敬老行事補助金について、違法・不当とする主張1から同105までがあることにより、三田市長は、補助金の全部又は一部の返還を請求する必要があるにも関わらず、この返還を請求していないことが違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠っていると主張するもの（以下「返還請求に係る主張」という。）であると解し、これを監査対象としました。

第5 監査の結果

本件監査請求について、法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

1 事実確認

監査対象に係る事実について、下記のとおり確認しました。

(1) 敬老行事補助金に係る事務手続

ア ㉕ 地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年8月12日に㉕ 地区区長・自治会長会に対し、敬老行事補助金として、3,924,000円を支出している。

(イ) ㉕ 地区区長・自治会長会は、平成25年9月12日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月8日となっており、事業完了日は同月11日となっている。

(ウ) 三田市は、平成25年9月26日に補助金等を確定し、同月27日に補助金等確定を通知している。

イ ㉙ 地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年7月31日に㉙ 地区区長・自治会長会に対して、敬老行事補助金として、4,905,000円を支出している。

(イ) ㉙ 地区区長・自治会長会は、平成25年10月21日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成

25年9月1日となっており、事業完了日は同年10月21日となっている。

(ウ) 三田市は、平成25年10月29日に補助金等を確定し、同日に補助金等確定を通知している。

ウ **㉔** 地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年8月12日に**㉔**地区区長・自治会長会に対して、敬老行事補助金として、2,457,000円を支出している。

(イ) **㉔**地区区長・自治会長会は、平成25年10月1日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると敬老会の実施日は平成25年9月8日となっており、事業完了日は同年10月1日となっている。

(ウ) 三田市は、平成25年10月29日に補助金等を確定し、同日に補助金等確定を通知している。

エ **㉕㉖** 地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年8月30日に**㉕**区・**㉖**区に対し、敬老行事補助金として、159,000円を支出している。

(イ) **㉕**区・**㉖**区は、平成25年10月11日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月1日となっており、事業完了日は、同月30日となっている。

(ウ) 三田市は、平成25年10月30日に補助金等を確定し、同日に補助金等確定を通知している。

オ **㉗㉘** 地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年7月31日に**㉗㉘**地区敬老会実行委員会に対して、敬老行事補助金として、831,000円を支出している。

(イ) **㉗㉘**地区敬老会実行委員会は、平成25年9月12日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月1日となっており、事業完了日は、同月8日となっている。

(ウ) 三田市は、平成25年9月24日に補助金等を確定し、同月25日に補助金等確定を通知している。

カ **㉙** 地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年7月31日に**㉙**地区区長会に対して、敬老行事補助金として、1,842,000円を支出している。

(イ) **㉙**地区区長会は、平成25年9月30日に補助事業の変更（補助金額変更前1,842,000円／補助金額変更後1,557,700円）を申請している。

(ウ) **㉙**地区区長会は、平成25年11月5日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月7日となっており、事業完了日は同年10月31日となっている。

(エ) 三田市は、平成25年11月8日に補助金等を確定し、同月11日

に補助金等確定を通知している。

(2) 敬老行事補助金に係る規定等

敬老行事補助金に係る規定として、三田市補助金等交付規則及び三田市敬老行事補助金交付要綱を確認しました。

また、敬老行事補助金の取扱いについて関係職員から説明を受け、下記の敬老行事補助金取扱基準 1 から同 7 までについて確認しました。

ア 敬老行事補助金取扱基準 1

敬老行事に係る補助対象経費については、敬老行事に要する経費であり、市の施策の一環として地域へ補助金を交付しているが、実施主体が地域団体であることから、主体的に特色ある敬老行事を実施することができるように、実施主体の裁量に幅を持たせた交付金的な性質の補助金として交付している。

イ 敬老行事補助金取扱基準 2

敬老行事役員に係る補助対象経費については、敬老行事役員の会議等に係る飲食代は社会通念上認められる範囲で補助対象経費となり、また、敬老行事役員は基本的にはボランティアで運営に協力するものであるが、この活動に要する活動経費については、社会通念上相当と認められる範囲内において費用弁償の性質を持つものとして補助対象経費と認めている。

また、敬老行事は 9 月のまだ暑い時期に実施されることから、その準備、運営及び後片付けに携わる役員等には水分補給が不可欠であり、健康維持の観点からも 1 人 1 日当たり複数本の飲料を支給する必要がある場合もあると考えている。

ウ 敬老行事補助金取扱基準 3

敬老行事補助金における事業完了日の取扱いについては、三田市補助金等交付規則第 11 条において、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、完了後 2 週間以内に補助事業等実績報告書を提出しなければならないこととされているが、敬老行事補助金における事業完了日は事業の決算や精算等のすべての残務処理行為の終了をもって事業完了日とするものであり、必ずしも敬老行事の開催日を事業完了日とするものではない。

エ 敬老行事補助金取扱基準 4

補助金交付決定前に支出された経費については、早い地区では、補助金交付決定前の 4 月頃から対象者名簿の作成や行事計画の検討会議等の準備作業に着手されている場合があるが、これは、対象者数が多いことから対象者名簿の作成に早くから着手しなければならない、趣向を凝らした行事とするためには早くから出演依頼しなければならない等の理由によるものであることから、補助対象経費と認めている。

オ 敬老行事補助金取扱基準 5

敬老行事補助金の算定基準となる対象者数より招待者数が少ない場合に

については、敬老会は各地区により主体的に開催されるものであり、三田市敬老行事補助金交付要綱第3条において、対象者名簿は各地区において作成するものとされている。三田市が示している敬老行事補助金の算定基準となる対象者数は、平成25年度については同年5月8日を基準として、その年中に75歳以上となる方を住民基本台帳から抽出しているものであり、あくまで各地区の補助金の上限額を決めるものにすぎず、招待者数との差異が生じて、そのことをもって上限額に変更が生じるものではない。実績については事業内容と事業経費により確認しており、実際の招待者数が異なることは、特に問題と考えていない。

カ 敬老行事補助金取扱基準6

商品名や明細書等が不明な領収書については、補助事業者に対して内容を確認した上で、補助対象経費と認めている。

また、平成26年度の敬老行事補助金からは領収書に明細を記入するように指導している。

キ 敬老行事補助金取扱基準7

予備物品の購入に係る経費については、一般的に行事を実施するにあたっては、参加者数や役員数の増減、作業上のミスや汚損等の発生が想定されることから、補助対象経費と認めている。

(3) 補助事業者からの聞き取り結果

請求人の主張に対する補助事業者からの聞き取り結果について、別添整理表のとおり、関係職員から説明を受けました。

2 判 断

(1) 補助金等確定行為に係る主張に対する判断

ア 法第242条に規定する住民監査請求は、法第75条に規定する住民による事務監査請求の制度のように、地方公共団体の事務一般の違法又は不当を問題とするための制度とは異なり、地方公共団体の財務会計の適正な実現を目的として、租税その他の公租公課を負担する住民に、その個人的な利益とは直接には関係なく請求を認めた制度となっています。

このため、住民監査請求において対象とされる事項は、法第242条第1項所定の財務会計上の行為に限られていることから、財務会計上の行為ではない、すなわち財務的処理を目的としない一般行政目的上の行為は、住民監査請求の対象とはならないものであるとともに、請求人は対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為または怠る事実について、他の事項から区別し特定して認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要することとされています。

また、この住民監査請求の対象として何を取り上げるかは、基本的には、住民監査請求をする住民の選択に係るものであるところ、請求人は6地区敬老行事補助金に係る補助金等確定行為の違法又は不当を主張するもので

あると解されます。

イ 三田市補助金等交付規則第12条及び第13条の規定において、市長は、補助事業者等から補助事業等実績報告を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するかどうか審査し、適合すると認めるときは、速やかに当該補助金等の額を確定し（＝補助金等確定行為）、通知するものと規定されているところ、6地区敬老行事補助金についても補助金等確定行為が行われていました。

一方、上記のとおり審査し、適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命じることができるものと規定されているところ、三田市補助金等交付規則第8条における補助金等の決定の内容の変更の申請があった場合には、同条において準用する同第5条の規定により、当該申請に係る書類等を審査等し、変更を決定したときは、通知するものと規定されています。

また、三田市補助金等交付規則第17条の規定により、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取り消しに係る補助金等が既に交付されているときは、補助金等返還命令書により、速やかに当該補助事業者等に対し、その返還を命ずるものとなっています。

ウ これらの三田市補助金等交付規則の規定からすると、補助金等確定行為の当然の効果として補助金等を返還すべきものとは規定されていないものであることから、三田市補助金等交付規則における補助金等確定行為は、法第242条1項の違法若しくは不当な「公金の支出」には該当せず、その他の住民監査請求の対象となる「財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」にも当たらない行為であると判断しました。

エ したがって、補助金等確定行為に係る主張については、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる財務会計上の行為を対象とするものではないと判断しましたので、同条に規定する住民監査請求の対象と認めることができないものであると判断しました。

(2) 返還請求に係る主張に対する判断

返還請求に係る主張に対する判断については、請求人が主張する違法・不当とする主張1から同105までの主張に係る支出について、敬老行事補助金の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものかどうか、補助事業者からの聞き取り結果等を三田市補助金等交付規則及び三田市敬老行事補助金交付要綱等の規定並びに敬老行事補助金取扱基準1から同7までを判断基準（以下「本件判断基準」という。）に照らして、別添整理表のとおり判断しました。

ア **㊦** 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

㊦ 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主

張1から同17までとなっており、これらに係る支出については、いずれも補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。

イ **㊦** 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

㊦ 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張18から同38までとなっており、これらに係る支出については、違法・不当とする主張20、同21、同23、同31及び同37が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。

なお、**㊦** 地区敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額（197,000円）は、敬老行事補助金以外の収入金額（677,769円）を下回っていました。

ウ **㊣** 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

㊣ 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張39から同78までとなっており、これらに係る支出については、違法・不当とする主張53、同54の一部、同55、同61から同63まで、同65から同67まで、同76及び同77が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。

なお、**㊣** 地区敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額（199,121円）は、敬老行事補助金以外の収入金額（1,459円）を上回っていました。

エ **㊩1㊩2** 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

㊩1㊩2 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張79となっており、これに係る支出については、いずれも補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。

オ **㊥1㊥2** 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

㊥1㊥2 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張80から同93までとなっており、これらに係る支出については、違法・不当とする主張88が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。

なお、**㊥1㊥2** 地区敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額（1,380円）は、敬老行事補助金以外の収入金額（475円）を上回っていました。

カ **㊦** 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

㊦ 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張 94 から同 105 までとなっており、これらに係る支出については、違法・不当とする主張 98 の一部及び同 104 の一部が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないもの（合計金額 59,220 円）であると判断しました。

なお、㊦ 地区敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額（59,220 円）は、敬老行事補助金以外の収入金額（4,456 円）を上回っていました。

3 結 論

(1) 補助金等確定行為に係る主張に対する判断

補助金等確定行為に係る主張については、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の対象となる財務会計上の行為を対象とするものではないと判断しましたので、同条に規定する住民監査請求の対象と認めることができないものであると判断しました。

(2) 返還請求に係る主張に対する判断

違法・不当とする主張のうち、一部のものについては、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しましたが、各地区の敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額が敬老行事補助金以外の収入金額を下回っている場合には、敬老行事補助金の額に影響を及ぼさないこととなります。

ついては、これらの点を勘案して、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、三田市長に対して、下記のとおり勧告します。

ア 三田市補助金等交付規則第 10 条の規定に基づき、違法・不当とする主張 53、同 54 の一部、同 55、同 61 から同 63 まで、同 65 から同 67 まで、同 76、同 77、同 88、同 98 の一部及び同 104 の一部について、当該補助事業者等に報告を求めるとともに、関係職員に調査を行わせてください。

イ 上記の結果、三田市補助金等交付規則第 16 条に基づき、敬老行事補助金の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものがある場合には、しかるべき手続を経て、平成 27 年 3 月 2 日までに同第 17 条の規定に基づき、この返還を命じてください。

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
1	㊦	(1) 【商品等不明の領収書】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。	① 【クッキー代512,400円】 商品の単価と個数が不明。	512,400	対象者全員の記念品として、単価400円のお菓子の詰め合わせを1,281名分購入したもの。招待者数の欄には、誤って対象者数を記入したもので、最終的に対象者名簿を作成したところ1,281名であった。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
2	㊦		② 【(株)丸美屋への40,351円】 何を購入したのか不明。	40,351	対象者への記念品配付用手提げ紙袋として、単価30円(税別)の手提げ袋を1,281枚を購入したもの。丸美屋の領収書の金額が40,531円になっているのは、消費税1,921円が含まれるためであり手提げ袋30円×1,281枚×1.05の領収証である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
3	㊦		③ 【特上煎茶代1,281,000円】 商品の単価と個数が不明。	1,281,000	対象者全員の記念品として、単価1,000円の進物用特上煎茶を1,281名分購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
4	㊦		④ 【125,400円(貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書))】 どこに何のお金を振り込んだのか不明。	125,400	喜寿記念品として額面1,000円券(単価1,040円)のクオカードを120名分購入したもの。振込み額は送料600円を加えて株式会社クオカードに振り込んだもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
5	㊦		⑤ 【1,024,800円(領収書)】 何を購入したのか不明。	1,024,800	対象者全員の記念品として、単価800円の佃煮詰め合わせを1,281名分の株式会社丹波屋より購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊸地区(4)イ及び同クは欠番

本件措置請求書における請求人の主張					補助事業者からの聞き取り結果	監査委員の判断	
違法・不当とする主張	地区	大項目 請求人の主張	小項目 請求人の主張	違法・不当とする金額		判断	確証を得られない金額
6	㊸		⑥【ヘルツへの52,500円】 何を購入したのか不明。	52,500	敬老会式典行事において、式場内外にビデオ中継を行ったもの(ビデオ中継費とカメラマン技術料)。	この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
7	㊸		⑦【(有)志儀印刷への15,750円】 何を購入したのか不明。	15,750	敬老会開催のための資料配布及びプログラム配布用封筒として、角2封筒を500枚購入したもの。封筒は「㊸地区敬老会」と印刷したもので、発注単位が500枚単位であった。各区長・自治会長が配布するプログラム等を入れる封筒や運営スタッフ等に会議資料等を配布する封筒として購入したものの。24年度は作成しておらず、残数がなかったため、発注したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
8	㊸		⑧【8,814円の振込(振替払込請求書兼受領証)】 何を購入したのか不明。	8,814	敬老会のプログラムの1つである「■■幼稚園げんき太鼓」に■■幼稚園の園児が出演した謝礼として、単価96円のセサミプラコップを84個購入したもの。8,814円には、振込手数料120円及び送料630円が含まれている。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
9	㊸	(2)【不自然な領収書】	ア【敬老会実施後の花代】 敬老会実施の翌日(平成25年9月9日)、(有)矢代生花店で、2回にわけて、それぞれ40,000円及び10,000円が支払われている。敬老会のために生花を購入するのであればまとめて購入するのが通常であるから、同じ日に2回にわけて購入するのは不自然である。私的な理由で購入したものと考えられる。	50,000	100歳以上の長寿者の祝い花として、単価5,000円の生花を8名分購入したもの。また、式典会場の飾り花として、スタンド花一基単価10,000円を購入したもの。同日の2回の支払いは、会計項目別に支払ったもの。	2回に分けての支払については、会計項目別に支払したものとされており、補助事業等実績報告書についても会計項目別に整理されていることから、合理性ないし必要性を欠いていると認められないと判断しました。 また、この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
10	㊸		イ【敬老会実施後のお茶代・コーヒー代】 敬老会実施の翌日(平成25年9月9日)に、森永牛乳三田販売店に、お茶代・コーヒー代が2回に分けて支払われている(1,700円・10,200円)。敬老会実施日に購入したものの後払いであれば、まとめて支払うのが通常であるから、上記お茶代・コーヒー代は、私的な飲食代であると考えられる。	11,900	2回に分けての支払いは、会計項目ごとに支払ったもの。10,200円は、敬老行事のための諸会議4回分の飲み物代(緑茶単価・85×120個分)を9/9に支払ったもの(第1回企画会7月3日(水)11名、区長・自治会長説明会7月23日(火)35名、第2回企画会8月6日(火)11名、全体会議8月28日(水)63名、合計120名分、場所はいずれも中央公民館)。1,700円は、敬老会前日の記念品配布準備作業の世話人の飲み物として単価100円のコーヒーを17個購入したもの(前日の記念品の仕分け作業は、9月7日(土)に■■小学校体育館で、区長6名、民生委員2名、役員等9名で行った。)。これらの会議等の資料は確認できている。前日準備の実施は資料に記載がある。	2回に分けての支払については、会計項目別に支払したものとされており、補助事業等実績報告書についても会計項目別に整理されていることから、合理性ないし必要性を欠いていると認められないと判断しました。 また、この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊸■地区(4)イ及び同クは欠番

本件措置請求書における請求人の主張					補助事業者からの聞き取り結果	監査委員の判断	
違法・不当とする主張	地区	大項目 請求人の主張	小項目 請求人の主張	違法・不当とする金額		判断	確証を得られない金額
11	㊸		ウ 【赤飯代】 赤飯234個購入されているが、当日の出席者は230名であり、出席者の人数と合わない。	175,500	郷の音ホールでは食事ができないため、出席者230名と来賓4名の計234名分に渡したものを。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
12	㊸		エ 【ひざ掛け・肩掛け代】 ひざ掛け・肩掛け代として220,000円が支払われているが、ひざ掛け・肩掛けが何に使用されたのか不明である。	220,000	米寿、白寿の記念品として、米寿にはひざ掛け(⑤5,000×42名分)、白寿には敷きパット(⑤5,000×2名分)を購入したものを。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
13	㊸		オ 【茶香房きらめきへの支払い】 茶香房きらめきにペットボトル代80,640円が支払われているが、上記(1)㉔でも記載したとおり、茶香房きらめきには同じ日(平成25年9月9日)に特上煎茶代1,281,000円が支払われている。特上煎茶もペットボトルと考えられるため、茶香房きらめきへの同日の2回にわたる支払は不自然である。	1,281,000	特上煎茶は対象への記念品として購入した進物用特上煎茶80gのお茶の葉であり、ペットボトルのお茶ではない。ペットボトルは、当日の参加者、スタッフ、出演者用の飲み物として単価2,520円のきらめきペットボトル(24本入り)を32ケース購入したものを。同日の2回の支払いは会計項目別に支払ったもの。ペットボトルは出席者230名(赤飯とお茶)、出席者会場用お茶230名、当日介添者95名、運営スタッフ69名×2本(区長会36名、民生委員27名、婦人会6名)、出演者39名(しちようこ24名、大道芸7名、司会1名、来賓7名)、その他園児出演道具搬入のための付添保護者等関係者にも配布したものを。	2回に分けての支払については、会計項目別に支払したものとされており、補助事業等実績報告書についても会計項目別に整理されていることから、合理性ないし必要性を欠いていると認められないと判断しました。 また、この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
14	㊸		カ 【記章代金】 記章代金として3,480円が支払われているが、記章が何の目的でどのように利用されたのか不明である。	3,480	米寿、白寿、100歳超の長寿者のうち、出席された方を式典中に紹介することから、4名分の記章を購入したものを。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
15	㊸		キ 【プログラム用紙代】 平成25年8月7日と9月4日に、プログラム用紙代としてそれぞれ2,887円が支払われているが、1ヶ月近く間を開けて全く同じ物を購入するのは不自然である。	2,887	当初購入した用紙で印刷を行ったものの、後日修正箇所が大幅に増えたことから、再度の印刷の必要に迫られ、改めて購入したものを。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊸■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
16	㊸		ク 【封筒2,000枚の購入】 長3封筒2,000枚が購入されているが、敬老会対象者は全部で1,308名しかおらず明らかに過大な量の購入である。封筒は私的に利用されたものと考えられる。	18,480	印刷の発注上1,000枚単位であり、残りは次年度に使用すべく持ち越したものである。封筒は「㊸■地区敬老会」と印刷したもので、対象者全員の1,308名に招待状を渡すために使用した。そのほかにも、来賓の案内や文書連絡など敬老行事関係書類の送付等にも使用している。前年度の残数の記録はないが、必要数に満たないため、2,000部発注したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
17	㊸		ケ 【暑中見舞い葉書7枚の購入】 平成25年7月29日に暑中見舞い葉書7枚が購入されている。明らかに私的な利用のために購入されたものである。	350	来賓の出欠用返信葉書として購入したもの(副市長・県会議員・市会議員3名・社協会長・小学校長計7名分)。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
18	㊸	(1) 【報告書提出期限徒過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが(三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年10月21日とされているが、9月1日から10月21日までの1ヶ月半以上の間に何が行われたのか不明であり、10月21日を事業完了日として扱うことはできない。正しい事業完了日は平成25年9月1日である。		----	9月1日に敬老行事を実施後、精算行為を行い、実行委員会として収支決算して、10月16日に敬老会の実行委員会を開催し、会計報告を行った後、市へ報告している。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
19	㊸	(2) 【招待漏れ】 三田市は、敬老会対象者1,635名として補助金を出していることから、対象者は全員招待しなければならない。この点、三田市敬老行事補助金交付要綱第4条においても、「補助対象事業は、実施団体が前条により作成した対象者名簿に基づき、実施する敬老会行事とする。」と定められているところである。しかし、㊸■地区区長・自治会長は1,578名しか招待していない。かかる招待漏れは、要綱ひいては規則に違反するものであり、補助金が適正に使用されたとは言えない。		----	㊸■地区区長等主催者が実態調査を行った上で名簿を作成した。その人数が1,578名であったもの。	この招待者数については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
20	㊸	(3) 【領収書添付なし】 次の支払については実行委員会会長の支払証明で処理されているが、受領証がないため支払及び受取りの確認ができない。領収証がないと意味がなく、領収証添付義務の趣旨を完全に逸脱している。	① 【演芸出演お礼】 ㊸■地区婦人会50,000円、湊川短期大学50,000円、三田エイサー喜心伝50,000円、ガイアクローチェ30,000円。	180,000	㊸■地区婦人会は余興に「舞踊」で出演いただいた謝礼として支払ったもの。湊川短期大学は余興に「歌とダンス」で出演いただいた謝礼として支払ったもの。三田エイサー喜心伝は余興に「演舞」で出演いただいた謝礼として支払ったもの。ガイアクローチェは余興に「歌」で出演いただいた謝礼として支払ったもの。	支払証明での会計処理については、関係職員からは「行事の進行上等、当該団体から領収書を徴することができない場合は支払証明での会計処理もやむを得ないと考えている。」との説明を受けましたが、この支出に係る支払証明での会計処理については、この支払先及び行事实施状況等から判断すると合理性を欠いていると認められることから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	180,000

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊸地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
21	㊸		②【楽器搬入謝礼】 楽器搬入(■■■中学校)10,000円。なお、■■■中学校は三田市立であることから、仮に同中学校に支払っているとすれば、三田市からの補助金を三田市のために使用していることになる。適切な会計処理がなされているのかも疑問である。	10,000	運送会社だけでは運びきれない小物や楽器を■■■中学校の保護者5~6名に対して郷の音ホールまで運んでいただいた謝礼として支払ったもの。	支払証明での会計処理については、関係職員からは「行事の進行上等、当該団体から領収書を徴することができない場合等は支払証明での会計処理もやむを得ないと考えている。」との説明を受けましたが、この支出に係る支払証明での会計処理については、この支払先及び行事実施状況等から判断すると合理性を欠いていると認められることから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	10,000
22	㊸		③【図書カード(出演お礼)】 ■■■中学校(5,000円券×4枚)20,000円、■■■中学校(5,000円券×4枚)20,000円、■■■小学校(5,000円券×2枚)10,000円、■■■小学校(5,000円券×2枚)10,000円、■■■小学校(5,000円券×2枚)10,000円。なお、なぜ4枚と2枚に別れているのかも疑問である。	70,000	それぞれ余興で、演奏などに出演いただいた謝礼として渡した。中学生には、20,000円分、小学生には、10,000円分として取り決めて渡した。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
23	㊸		④【盆栽松借用お礼】 盆栽松借用お礼5,000円。	5,000	式典用の松盆栽を借用した謝礼として支払ったもの。	支払証明での会計処理については、関係職員からは「行事の進行上等、当該団体から領収書を徴することができない場合等は支払証明での会計処理もやむを得ないと考えている。」との説明を受けましたが、この支出に係る支払証明での会計処理については、この支払先及び行事実施状況等から判断すると合理性を欠いていると認められることから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	5,000
24	㊸	(4)	【不自然な領収書】 ア ①【コピー代/コピー代270枚】 コピー代として270枚分が計上されているが(発生日平成25年6月12日、社会福祉法人風・三田わくわく村)、270という数字は、招待者数(1,578名)とも出席者数(437名)とも合わず、どこから出てきたのか、なぜ270枚なのか不明である。	2,080	6月12日開催の㊸地区区長・自治会長会での会議資料作成のためのコピー代である。	この支出については、敬老行事に係るコピー代とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
25	㊸		ア ②【コピー代/コピー代500枚】 コピー代として500枚分が計上されているが(発生日平成25年6月28日、社会福祉法人風・三田わくわく村)、500という数字は、招待者数(1,578名)とも出席者数(437名)とも合わず、どこから出てきたのか、なぜ500枚なのか不明である。	2,000	7月3日開催の実行委員会の会議資料の作成のためのコピー代である。	この支出については、敬老行事に係るコピー代とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊸■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 請 求 人 の 主 張	小 項 目 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
26	㊸		ア ㉓ 【コピー代/コピー代150枚】 コピー代として150枚分が計上されているが(発生日平成25年8月12日、社会福祉法人風・三田わくわく村)、150という数字は、招待者数(1,578名)とも出席者数(437名)とも合わず、どこから出てきたのか、なぜ150枚なのか不明である。	600	8月21日開催の敬老会合同会議用会議資料の作成のためのコピー代である。	この支出については、敬老行事に係るコピー代とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
27	㊸		ア ㉔ 【コピー代/枚数不明のコピー代】 コピー代として1,820円が計上されているが、枚数が不明である。	1,820	単価10円×182枚をコピーしたもので、8月21日の会議で区長・自治会長用に配布した敬老会資料のコピー代で、事前に準備していた資料の不足分のコピー代である。	この支出については、敬老行事に係るコピー代とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
28	㊸		ウ 【過剰な表彰状用紙及び印刷】 表彰状用紙及び印刷代として白寿用10枚、米寿用80枚、合計90枚が計上されているが、別の領収書では、「白寿、米寿」は65名とされているのであり、必要数を大きく超える用紙及び印刷代が支払われている。額縁も67枚しか購入されておらず、これと比較してもやはり上記用紙及び印刷代は過剰である。	18,900	白寿5名、米寿60名の表彰状用紙代。表彰状用紙は、氏名書き損じ分を含む。また、額縁は、搬出入や持ち運び時にガラス面が破損する恐れがあるため予備として購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
29	㊸		エ 【過剰なプログラム代】 プログラム代として1,100枚分が計上されているが(平成25年8月19日)、出席者は437名であり明らかに過剰である。しかも、平成25年8月23日にも再びプログラム代1,100枚分が計上されている。仮にプログラムを改訂するのであれば、必要数だけ行えばよいのであり、この点でも過剰である。	24,150	出席者437名、補助員131名、区長会、民生委員、婦人会81名、小中学校生209名、その他出演者58名等900名を超える人員が敬老行事に実際に関わっている。また、次年度の検討資料としてなど記録としても残しておく必要があることに加え、発注当時は参加者や付添者の増えることも見込まれたことから、1,100部を印刷したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
30	㊸		オ 【過剰なトレイ代】 弁当置き用トレイ590枚が購入されているが(平成25年8月26日)、この時期には出席者の人数(437名)は把握しているはずであり、明らかに過剰である。	61,950	出席者437名、地区からの付添補助員131名の計568枚分として購入したもの。参加者や付添者の増加も考えられることから、残りの22枚は予備等として購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
31	㊦		カ 【主催者への謝礼】 上記(3)①でも記載したとおり、㊦■地区婦人会に50,000円の謝礼を支払っているとのことであるが、同婦人会は実施主体なのであり、実施主体に対する謝礼などあり得ない。上記50,000円は明らかに補助金の私的流用である。	50,000	協力団体の婦人会への謝礼は、余興出演を依頼したことに対する謝礼である。	この支出については、敬老行事の実施主体に含まれている団体の余興出演に係る謝礼とされており、関係職員から「費用弁償を含めた報償として支払されているものである。」との説明を受けましたが、本件判断基準に照らせば、敬老行事役員に係る補助対象経費は費用弁償の性質のあるものにより補助対象経費として認められるべきであることから、実施主体に含まれている団体への謝礼についても費用弁償の性質を持つものにより補助対象経費として認められるべきであるところ、この支出に係る余興出演にあたり50,000円以上を要したことが確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。(違法・不当とする主張20の一部と重複)	50,000
32	㊦		キ ① 【どこに渡したか不明の飲み物等／ピクニック210本】 ピクニック210本が購入されているが、出席者の人数(437名)とも異っており、どこに渡したのか不明である。	17,640	敬老行事余興の出演者、小学生109名及び中学生99名に渡した飲み物である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
33	㊦		キ ② 【どこに渡したか不明の飲み物等／詰め合わせ及びあにまるクッキー】 詰め合わせ12個、あにまるクッキー208個が購入されているが(社会福祉法人風・三田わくわく村)、上記①と同じく、どこに渡したのか不明である。また、単価1,040円と200円の差があるが、なぜ品物に差を設けたのかも不明である。さらに、当該領収証には、日付も印紙もなく適正な領収証とは認められない。	54,080	あにまるクッキーは、敬老行事余興の出演者、小学生109名及び中学生99名に渡したお菓子。来賓には、単価1,040円の詰め合わせを12個渡したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。 また、この領収証については、社会福祉法人(公益法人)が作成する受取書であるところ、印紙税法基本通達別表第一第17号文書の22において、公益法人が作成する受取書は営業に関しない受取書(=印紙税非課税文書)に該当するとされているとともに、日付が「25年9月 日」と不完全であることにより領収証としての有効性が変わることはないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
34	㊦		ケ 【過剰な警備員の飲み物】 警備員の飲み物として20本が計上されているが、警備員は6名しかおらず、明らかに過剰である。	2,400	警備員6名と区長警備班6名、民生委員警備班8名の20名に支給したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものにより補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
35	㊦		コ 【過剰な弁当とお茶代】 弁当725食、お茶725本が購入されているが、出席者は437名しかおらず、明らかに過剰である。	870,000	出席者437名、補助員131名、区長会、民生委員、婦人会81名、小中学校を除く出演者58名の計707個を購入。18個は予備として購入したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものにより補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
36	㊦		サ 【切手の購入】 平成25年5月2日に80円切手100枚が購入されているが、未だ敬老会について準備をする時期ではなく、敬老会対象者数とも招待者数とも全く合わない。明らかに私的に購入されたものである。	8,000	敬老会打ち合わせ会議の案内として、20名程度の関係者に5回程度発送することを見込んで購入したもの。5月2日に購入したのは、5月15日の敬老会実行委員会の会議案内を送付するためであり、5月から10月に開催した実行委員会や区長・自治会長会で敬老会行事を議題とした会議の開催案内として使用したもの。なお、最終的に不足した分は、区長・自治会長会所有のもので賄った。	この支出については、敬老会行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
37	㊦		シ 【平成25年5月2日のお茶代】 平成25年5月2日にお茶代2,000円が計上されているが、未だ敬老会について準備をする時期ではなく、明らかに補助金の私的流用である。また当該領収証では、お茶を何本購入したのかも不明である。	2,000	5月2日の第1回目敬老会実行委員会用お茶代として20本購入したもの。	この支出については、敬老会行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	2,000
38	㊦		ス 【勤務手当の支払】 勤務手当が支払われているが、補助金が労務の対価として使用され補助金の趣旨を逸脱している上、勤務手当の積算根拠も不明である。	16,983	敬老会当日の記録写真撮影の謝礼とプリント代、アルバム作成費を含めて20,000円を支払ったもの。当該受取人は、地区内の写真愛好家。実施団体とは、関係ない人である。	この支出については、敬老会行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
39	㊦	(1) 【報告書提出期限徒過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが(三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年9月20日とされているが、9月8日から9月20日までの間に何が行われたのか不明であり、9月20日を事業完了日として扱うことはできない。正しい事業完了日は平成25年9月8日である。		----	9月8日に敬老会行事を実施後、精算行為を行い、実行委員会として収支決算してから市へ報告している。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
40	㊦	(2) 【商品、単価、個数等不明の領収証】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。	① 【紅白饅頭代250,000円】 単価、個数不明。	250,000	招待者出席者記念品として紅白饅頭(単価250円)をシャトーレーゼ広野店で1,000個購入したもの。招待者819名のほか、来賓20名、出演者全員53名(幼稚園児含む)、スタッフ106名(世話人、司会、音響等を含む)の記念品として購入したもの。	この支出については、敬老会行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
41	㉔		㉔【シャディへの680,000円】 何を購入したか不明。	680,000	招待者全員の記念品として、バームクーヘン(単価800円)をシャディ三田店で850個購入したもの。予備として31個を購入しているが、それは来賓や出演者に渡したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
42	㉔		㉔【お弁当代313,500円】 単価、個数不明。	313,500	出席者186名、来賓20名、開催従事者95名分、出演者や司会等関係スタッフ14名の弁当(単価950円)を330個購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
43	㉔		㉔【60,000円(領収証)】 何を購入したか不明。	60,000	出席者用お菓子詰め合わせとして単価250円を190個購入した。また、出演した児童・園児用お菓子詰め合わせとして単価250円を50個購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
44	㉔		㉔【菓子問屋への60,000円】 単価、個数不明。	60,000	上記(2)④の領収証に係る請求書である。	上記(2)④の領収証に係る請求書である。	0
45	㉔		㉔【西村清月堂への5,170円】 何を購入したか不明。	5,170	来賓に対するお菓子代として、単価250円程度の和菓子を20個購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊸■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 請 求 人 の 主 張	小 項 目 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
46	㊸		⑦【図書カード代3,000円】 誰に渡す図書カードか不明。	3,000	式典中、「おじいちゃん、おばあちゃんへ」と題して作文発表していただいた■小学校の児童3名に対する謝礼品として、図書カードをひとり1,000円分購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
47	㊸		⑧【出演謝礼30,000円】 何に出演した者に対する謝礼か不明。	30,000	演芸プログラムのうち、リサイクル楽器による演奏を披露したマエストロさんへの出演謝礼として支払ったもの。	この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
48	㊸		⑨【松盆栽代のお礼10,000円】 松盆栽とは何を指すのか不明。	10,000	会場に設置した松盆栽の借用及び設置に対するお礼として支払ったもの。	この支出については、敬老行事に係る物品借用の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
49	㊸		⑩【設営及び小学児童への指導20,000円】 どのような指導に対するお礼なのか不明。	20,000	■小学校及び幼稚園に通う児童の保護者の協力を得て、敬老行事の臨時駐車場とする敷地の除草作業や敬老行事後のグラウンド整備など、学校をあげて敬老行事に協力いただいたことに対し、育友会に謝礼を支払ったもの。	この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
50	㊸		⑪【ロイヤルホームセンターでの1,494円】 何を購入したのか不明。	1,494	明細は残していないものの、会議案内等に利用する封筒やコピー用紙を購入したもの。	この支出については、敬老行事に係るコピー代とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 請 求 人 の 主 張	小 項 目 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
51	㊦		⑫【風鈴代2,100円】 風鈴は何のためのものなのか不明。	2,100	敬老行事を■小学校体育館で実施したことから、残暑の暑さしのぎのため、風鈴を21個購入して、会場に設置したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
52	㊦		⑬【本・備品代2,079円】 本、備品とは具体的に何か不明。	2,079	明細は残していないものの、プログラム等に利用するイラスト集等を購入したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
53	㊦		⑭【セブン・イレブンでの4,100円】 領収書の上にお茶代と記載されているが、明細がなく実際にはお茶かどうか不明。	4,100	9月1日の敬老会準備作業のお茶代として購入したものの。単価や個数等の明細は残していない。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	4,100
54	㊦		⑮【業務スーパー三田店での1,250円】 領収書の上にお茶代と記載されているが、明細がなく実際にはお茶かどうか不明。	1,250	お茶代の記載は誤りで、会場清掃用のふきんやタオルを購入したものの(P23の左下にある×印のレシートが明細)。「ちょっと大きめの新もめん」については、本来は、領収書から除くものであったが、うっかり実績報告に算入してしまったもので、当該経費116円は、自己財源で対応している。	この支出のうち、ちょっと大きめの新もめん(116円)については、豆腐であり、誤って補助対象経費に算入されたものとされていることから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。 なお、この他については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	116
55	㊦		⑯【セブン・イレブンでの4,100円】 何を購入したか不明。	4,100	敬老行事の当日反省会用のお茶として購入したものの。単価や個数等の明細は残していない。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	4,100

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊸地区(4)イ及び同クは欠番

本件措置請求書における請求人の主張					補助事業者からの聞き取り結果	監査委員の判断	
違法・不当とする主張	地区	大項目 請求人の主張	小項目 請求人の主張	違法・不当とする金額		判断	確証を得られない金額
56	㊸		⑰【レンタル代8,400円】 何をレンタルしたか不明。	8,400	入り口付近に設置した紅白幕のレンタル代金で、シャディで購入した紅白幕では不足したため、急ぎレンタルしたもの。	この支出については、敬老行事に係る物品借用の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
57	㊸		⑱【コーナンでの35,840円】 単価、個数不明。	35,840	会場に設置し涼風を送るための、工場扇(7,168円)を5個購入したもの。■小学校の倉庫で保管している。11/5コミュニティ課職員が■小学校の倉庫に保管されていることを確認した。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
58	㊸		⑲【ロイヤルホームセンターでの1,204円】 何を購入したか不明。	1,204	演芸プログラムの舞台設営等の準備作業で必要となった、定規類を3個(方眼定規、直尺、メタクリル定規を各1個ずつ)購入したもの。めくりプログラム台紙作成など舞台用準備作業で、サイズの計測や裁断等に必要だったもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
59	㊸		⑳【事務用品代800円】 何を購入したか不明。	800	会議案内等の発送用として、宛名ラベルを1個購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
60	㊸		㉑【(有)石井商店での5,880円】 何を購入したか不明。	5,880	8月10日に■市民センターにて開催した合同会議用のお茶として、単価98円のお茶を60個購入したもの。出席予定者は80名程度を見込んでおり、これまでの残り合わせて、不足分を購入したもの。この会議の資料は確認できている。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
61	㊦		㉔ 【(有)石井商店での3,920円】 「一般食品」とあるだけで何を購入したのか不明。	3,920	7月20日に■市民センターにて開催した敬老行事打ち合わせ会議用のお茶として、単価98円のお茶を40個購入した。明細は、個数と単価が逆になっている。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	3,920
62	㊦	(3) 【私的な飲食】 次のとおり、私的な飲食に補助金が使用されている。	① 【H25.9.8 鮨・季節料理やわらぎ 60,000円 摘要:区長会・民生委員・婦人会計60名反省会】 やわらぎの定員は1階24名、2階34名であり、60名入ることはできないし、そもそも1階と2階で別れて行う反省会もあり得ない。	60,000	当日の慰労の意味をこめて、敬老会の会場である■小学校の会議室で、やわらぎからオードブルの出前をとって反省会を実施した。当日、スタッフは80名を超える人数が関わっており、参加予定数で@1000×60名分を発注した。正確な参加人数は把握できていないが、それぞれが軽食をとり、今後の敬老行事の反省点を話し合うとともに、地域の交流を深めた。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	60,000
63	㊦		② 【H25.8.1 焼肉、お好み焼き加茂苑 38,640円 摘要:区長会・役員15名敬老会に向け食事代】 敬老会に向け焼肉屋に行く必要は全く無く、ただの飲食費である。	38,640	敬老会に向けて、平成25年度敬老会の準備作業等の確認を行うとともに、6月から9月まで頻りに打ち合わせを行い、多大な労力と時間を割いてもらう敬老会の中心的役割を担う役員15名に対して、8月1日に食事を伴う会議として開催した。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	38,640
64	㊦		③ 【H25.8.10 37,000円 御食事処はるみ 摘要:全体会(区長会・民生委員・婦人会・地区世話人計80名打合せ会議軽食代)】 敬老会に向け御食事処を利用する必要は全く無く、ただの飲食費である。なお、80名というのは御食事処はるみの定員を超えておりこれだけの人数が入ることはできない。	37,000	8月10日に■市民センターにて開催した合同会議において軽食としてサンドウィッチを提供した。19時からの会議であったため、食事時間に及ぶことから提供した。世話人等も含めた95名に出席要請していたことから、1人あたり500円程度で80名分発注した。この合同会議の資料は確認できている。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
65	㊦		④ 【H25.9.5 御食事処はるみ 30,000円 敬老会最終打合せ会議軽食代30名】 敬老会に向け御食事処を利用する必要は全く無く、ただの飲食費である。	30,000	平成25年9月5日に、会場をはるみとして、役員15名で、敬老行事の最終確認を目的とした会議を開催した。会議開催時間が夕食時間に及ぶことから食事を伴う会議として開催した。領収書の人数は記載誤りである。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	30,000

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番 号	小 項 目 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
66	㊦		⑤【H25.8.31 王将フードサービス 10,704円 区長会役員備品購入のため昼食代として(9名分)】 敬老会の備品を購入するために王将で食事をする必要は全く無くただの私的な昼食である。	10,704	8月31日に役員9名で敬老行事に必要な備品・消耗品の買い出し等準備作業を行った際に、作業が、昼食時間に及んだため、食事を提供したものの。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものと判断しました。	10,704
67	㊦		⑥【H25.9.11 御食事処はるみ 29,900円 ビデオ鑑賞16名食事代】 敬老会終了後に、御食事処で行うビデオ鑑賞の食事代が敬老会の経費になり得ないことは明らかである。	29,900	9月11日に来年度の敬老行事について、主要な役割を担う役員16名で、記録ビデオを見ながら、警備・保安・スタッフの動き等を話し合った。会議開催時間が夕食時間に及ぶことから飲食を伴う会議として開催したものの。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものと判断しました。	29,900
68	㊦	(4)【私物の購入】 次のとおり、補助金で私物が購入されている。	①【ナフコでの購入】 ベランダボックスN120L 和座敷チェア一肘付CD20 ノートパソコンバッグ③W約42 レターケース4段黒A4E	21,818	ベランダボックスは、敬老会関係備品の収納用として購入したものの。和座敷チェア一肘付は、敬老会参加者の座椅子として購入したものの。パソコンバッグは、対象者名簿等重要書類を保管又は持ち運ぶために購入したものの。レターケースは、関係書類整理用ケースとして購入したものの。11/5 コミュニティ課職員がベランダボックス及びイスについては、■小学校の倉庫に保管されていることを確認した。その他については、会長宅にて保管しているが、敬老行事以外には使用していない。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
69	㊦		②【車椅子購入 39,600円】 車椅子が私物でないというのであれば、現在どこにあるのか明らかにすることを求める。	39,600	平成24年度の敬老行事において、参加者が転倒しそうになった。大事には至らなかったが、体育館には救急車が寄り付けないこともあり、緊急時に対応するための備えとして、車イスを2台購入したものの。今後も体育館での開催を予定しており、敬老行事出席者が使うことから、現在、■小学校で他の備品とともに保管している。11/5 コミュニティ課職員が■小学校の倉庫に保管されていることを確認した。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
70	㊦	(5)【不自然な領収証等】	ア【過剰なお茶代】 お茶代1,050本分が計上されているが、出席者は186名に過ぎず、明らかに過剰である。	102,900	当日の弁当につける出席者やスタッフ用として330本。出席者には、会場に来られた際に1本ずつ渡している。その他にも、幼稚園児を除く出演者、来賓にも渡している。また、ペットボトルのお茶は、320mlのもので、前日準備や片づけには80名を超えるスタッフが関わっており、暑いさなかに作業を行うことから、一人に複数本見込んで発注したもの(当日の出席者・スタッフの弁当用として330本、出席者会場来場時186本、来賓用20本、当日準備スタッフ・世話人約95本、出演者等関係者35本、前日準備約95名×2本、片づけ約95本、記念品引き取り者30区・自治会)。正確な数は不明だが、出席者が弁当の際に追加で飲んでる。前日準備の実施は資料に記載がある。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 請 求 人 の 主 張	小 項 目 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
71	㊦		イ 【長寿祝い】 長寿祝いとして20,000円の商品券5名分が計上されているが、平成24年度は100歳以上の2名に対し30,000円の商品券が渡されていた。なぜ平成25年度は20,000円になったのか、その点に関し会として議論が行われたのかも不明である。	100,000	対象者が増加したため、単価を見直したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
72	㊦		ウ 【印紙のない領収証】 ホットスタッフに対するお礼70,000円の領収証があるが、本来必要な印紙が貼付されていない。ホットスタッフは業者であり、必要な印紙を貼らないとは考えられないし、実際に他の団体に対する領収証では印紙を貼っている。したがって、当該領収証は適正なものとは認められない。	70,000	領収額は確認していたが、印紙の貼用に関しては確認していなかった。	この領収証については、収入印紙の貼付漏れによる印紙税法上の問題があるものの、当事者間における領収証としての有効性が変わることはないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
73	㊦		エ 【公務員への支払】 幼稚園部長に謝礼20,000円が支払われているが、幼稚園部長は公務員と思われる。公務員に対して謝礼の支払いがなされるとは考えられず、当該支払は補助金の私的流用である。	20,000	演芸プログラムのうち、太鼓、ダンス及び歌を■幼稚園園児に披露していただいたが、その際の太鼓など運搬などを行ってもらった謝礼を育友会の幼稚園部長に支払ったもの。幼稚園部長は教諭ではない。	この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
74	㊦		オ 【内部領収証】 ㊦地区区長自治会長会計名義の領収証があるが、これは㊦地区区長自治会長という団体内部で交わされたものであり、外部への支払の確認が取れない。したがって、適正な領収証とは認められない。	40,000	㊦地区区長・自治会長会に対しては、敬老行事対象者への案内書配付や記念品配布等に対するお礼である。	この支出については、敬老行事対象者への招待状の配付及び欠席者への記念品の配付等の延1,400軒程度の訪問に対するものとされており、本件判断基準に照らすと、費用弁償の性質のあるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、訪問1軒当たりの単価は28円程度となることから郵便料金と比較しても、費用弁償としての合理性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
75	㊦		カ 【頻繁なコピー】 コピー代の領収証が多く添付されているが、敬老会のためにこのように少額のコピーを頻繁にすることは考えられず、特に平成25年7月8日は、1,900円、120円、110円と3回分のコピー代が計上されている。明らかに私的なコピーである。	13,280	少数の役員と頻繁に打ち合わせを行った結果であり、情報を共有するため、会議の途中や気が付いた時点で敬老会関係書類を必要部数をコピーしたもの。	この支出については、敬老行事に係るコピー代とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊸■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
76	㊸		キ 【ガソリン代】 私的なガソリン代が計上されている。特に平成25年8月13日はお盆であり、敬老会のために活動したとは考えられない。	13,327	記録に残っていないが、演芸依頼や終了後のお礼のため三田市内のほか篠山市(マエストロ(演芸依頼・お礼))、丹波市(まるっちーず(演芸依頼・お礼))、宝塚市(元歌劇グループ(演芸依頼))まで走行したほか、行事開催のため三田市内及び加西市(弁当打合せ)や三田市近郊を自家用車で400キロ以上に渡り移動したことから、それに必要なガソリン代として支払ったもの。	この支出については、敬老行事に係るガソリン代とされており、本件判断基準に照らせば、敬老行事役員に係る補助対象経費は費用弁償の性質のあるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、この実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	13,327
77	㊸		ク 【差額不明の領収書】 株式会社丸美屋に37,000円支払われているが、当月請求額は32,686円と記載されており、37,000円との差額が不明である。	4,314	32,686円については、別紙明細にあるとおり8月23日に納品されたりボン等の購入代金。その後、追加に必要な消耗品があることがわかり、追加で購入した4,314円分と先に納品のあった32,686円の合計額37,000円を8月31日に支払ったもの。なお、追加分は店舗にて購入したため、明細は残っていない。	この支出のうち、4,314円分については、内訳が明らかになっていないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。なお、この他については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていないと認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	4,314
78	㊸		ケ 【不自然な郵便代】 平成25年7月8日に80円切手27枚、7月9日に第一種定形外郵便(単価120円)27通、同(単価80円)2通、7月22日に第一種定形外(単価140円)1通×5、同(単価120円)1通×3の郵便代が計上されている。招待者数819名の数とも全く合わず、敬老会関係であれば上記の様に小分けに郵送する必要もなく、明らかに私的な郵便代であると考えられる。	6,620	7月8日購入の普通切手80円27枚については、区長自治会長へ対象者のとりまとめ依頼を送付する際に同封する返信用切手として購入したもの。7月9日に支払った郵便代は区長・自治会長に対象者のとりまとめ依頼を送付するためのもの、2通は来賓への案内で出し忘れがあったもの。また、7月22日については、役員8名に役割等に応じて、資料を送ったものである。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていないと認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
79	㊸1 ㊸2	(1) 【報告書提出期限徒過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが(三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年9月30日とされているが、9月1日から9月30日までの間に何が行われたのか不明であり、9月30日を事業完了日として扱うことはできない。正しい事業完了日は平成25年9月1日である。		----	敬老行事の実施を9月1日に開催したのちに、精算行為を行い、収支決算して、9月30日に区の中で敬老会についての話し合いを実施した後に報告している。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
80	㊸1 ㊸2	(1) 【招待漏れ】 三田市は、敬老会対象者277名として補助金を出していることから、対象者は全員招待しなければならない。この点、三田市敬老行事補助金交付要綱第4条においても、「補助対象事業は、実施団体が前条により作成した対象者名簿に基づき、実施する敬老会行事とする。」と定められているところである。しかし、㊸1㊸2地区敬老会実行委員会は276名しか招待していない。かかる招待漏れは、要綱ひいては規則に違反するものであり、補助金が適正に使用されたとは言えない。仮に敬老会対象者が亡くなった等の理由で招待者が減ったのであれば、補助事業等変更申請によって経費の減額を申請すべきであるが、かかる手続もとっていない。		----	主催者が実態調査を行った上で名簿を作成した。その人数が276名であった。	この招待者数については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本件措置請求書における請求人の主張					補助事業者からの聞き取り結果	監査委員の判断	
違法・不当とする主張	地区	大項目 請求人の主張	小項目 請求人の主張	違法・不当とする金額		判断	確証を得られない金額
81	㊦ 1 ㊦ 2	(2) 【商品、単価、個数等不明の領収証】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。	① 【250円(領収書)】 何を購入したのか不明	250	はがき(50円)を5枚購入したもの。6/24に対象者276名分の出欠確認用はがきとして予備9枚を含めて285枚購入したが、9枚以上に印刷ミスが発生し、追加で5枚が必要となったもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
82	㊦ 1 ㊦ 2		② 【エディオンでの1,030円】 何を購入したのか不明	1,030	敬老会の会議資料等の印刷に必要なプリンタインク(黒・1個)を購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
83	㊦ 1 ㊦ 2		③ 【ロイヤルホームセンターでの98円】 何を購入したのか不明	98	敬老会関係書類保管用ファイル1冊を購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
84	㊦ 1 ㊦ 2		④ 【エディオンでの927円】 何を購入したのか不明	927	参加者案内封筒、返信用ハガキ(表・裏)の印刷に必要なプリンタインクを購入(黒・1個)したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
85	㊦ 1 ㊦ 2		⑤ 【ジュース、菓子代23,500円】 個数、単価不明	23,500	敬老会に出演した小学生への謝礼として、お菓子とジュース(500円×11名分)を渡した。残りの18,000円は、スタッフ35名分の反省会用の菓子である。9月8日(日)午後7時30分から■公民館で、平成25年度の敬老会の反省点や課題等を話し合う反省会を開催した。この反省会の資料は確認できている。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
86	㊦ 1 ㊦ 2	(3) 【不自然な領収書】	ア 【不自然な郵便切手代】 平成25年6月24日に郵便切手・葉書類代金14,250円、同月28日に内訳不明で250円(上記(2)①)が計上されている。合計14,500円であるが、50円で割ったら290であり、80円で割りたら、181.25であるため、対象者数(277名)とも招待者数(276名)とも合わず、不自然である。	14,500	対象者の出欠確認用ハガキとして285枚を購入。対象者276名に対して送付したもので、自前で印刷するため予備として9枚を購入したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
87	㊦ 1 ㊦ 2		イ 【手提げ袋】 手提げ袋が250枚購入されているが、招待者数(276名)とも出席者数(98名)とも合わず、不自然である。また、なぜ手提げ袋が必要であったのかも不明である。	5,775	記念品配布用の袋(記念品の受け取りを希望した230名分)として購入したもの。袋には、記念品とともにペットボトルのお茶と発砲酒(タンレイ)を1本ずつ入れている。なお、残については、弁当等を持ち帰り用袋などに使用した。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
88	㊦ 1 ㊦ 2		ウ 【私的な酒の購入】 平成25年8月9日に芋焼酎(大地の輝き)1,380円が購入されている。敬老会の1ヶ月前に、敬老会の為にお酒を買うとは考えられず、私的な酒と考えられる。	1,380	お茶1ケースを購入したもので、明細が誤っている。当地区では、他の領収書にもあるとおり楽市で「あなたのお茶」1ケースを購入し、会議の際に提供している。なくなれば1ケースずつ購入している。このときも、同様にお茶を購入したものである。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	1,380
89	㊦ 1 ㊦ 2		エ 【過剰な酒の購入】 平成25年9月1日に、スーパードライ5箱(100本)、麒麟ラガー5箱(100本)、淡麗10箱(200本)が購入されているが、出席者は98名に過ぎず、明らかに過剰である。	103,500	会場での使用は、スーパードライ5箱、麒麟ラガー5箱である。発砲酒(淡麗)は、記念品として、羊かんとともに1本ずつ袋に入れて渡している。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
90	㊦ 1 ㊦ 2		オ 【過剰な料理代】 平成25年9月1日に、幕の内料理代170名分が計上されているが、出席者は98名であり明らかに過剰である。残り72名が誰なのかも不明である。	187,000	出席者98名のほか、出演者26名、スタッフ35名、来賓8名、ドライバー2名、付添者1名分の計170名の弁当である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できるとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
91	㊦ 1 ㊦ 2		カ 【過剰な菓子の購入】 平成25年9月1日にお菓子230箱が購入されているが、出席者98名を遥かに超えており、誰に渡したのかも不明である。	289,800	記念品として羊羹を購入したもの。記念品は、出席者以外にも対象者のうち受け取りを辞退したものを除いた230名に配布している。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
92	㊦ 1 ㊦ 2		キ 【内部領収証】 ㊦1 婦人会に謝礼として5,000円支払われているが、同婦人会は敬老会の実施主体であり、実施主体に対する謝礼は敬老会経費とは認められない。	5,000	㊦1・㊦2 地区敬老会実行委員会は、㊦1 区・㊦2 区の自治会役員を中心に構成しており、婦人会や老人会は協力団体である。㊦1 区婦人会への謝礼は、アトラクションに㊦1 区婦人会の会員のうち4名が個人として出演しており、それに対する謝礼として支出しているものである。	この支出に係るアトラクションは㊦1 区婦人会の会員のうち4名が個人として出演しているものとされていることから、この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価として、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
93	㊦ 1 ㊦ 2		ク 【不自然な運転手代】 「おがや」に運転手代(送迎バス)謝礼5,000円が支払われているが、「おがや」は弁当屋である。当日、送迎バスは神鉄バスがしており、神鉄バスが自社以外の者を運転手として使うとも考えられない。	5,000	神鉄バス以外にも、おがや亭が所有するマイクロバスを対象者の送迎用として借用したものである。	この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
94	㊦	(1) 【使途不明金】 「活動金」として、200円×475名(不参加者)=95,000円が計上されているが、「活動金」とは何なのか全く使途不明である。仮に敬老会活動を行ったことの報酬としてお金を支払ったのであれば、敬老会活動を仕事として扱っていることになり、補助金の趣旨を逸脱している。なお、不参加者は474名であり(甲37参照)、この点においても誤っている。		95,000	地区内の取り決めとして、敬老行事の案内状の配布や欠席者へ記念品等の配付を行った者に対し、1件につき200円を支払うこととしている。配付数については、当日に忘れ物をした方へ返却する必要があったことから、欠席者に1名追加して支払いしている。	この支出については、敬老行事対象者への招待状の配付及び欠席者への記念品の配付等の延1,000軒程度の訪問に対するものとされており、本件判断基準に照らすと、費用弁償の性質のあるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、訪問1軒当たりの単価は95円程度となることから郵便料金と比較しても、費用弁償としての合理性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
95	㊦	(2) 【不自然な領収書等】	ア 【不自然なクッキーセット】 クッキーセットが471個購入されているが、出席者は132名、欠席者は474名であり、数が合わない。誰に配ったのかも不明である。	447,450	当日欠席された方のうち、とくに配付を拒む方を除いた471名分を購入し、配付したものである。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
96	㊦		イ 【不自然な切り餅】 切り餅Mixが150個購入されているが、出席者は132名、欠席者は474名であり、数が合わない。誰に配ったかも不明である。	75,000	来賓や当日急ぎ参加された方のために予備も含めて購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
97	㊦		ウ 【不自然なお弁当】 弁当が150個購入されているが、出席者は132名、欠席者は474名であり、数が合わない。誰に配ったかも不明である。	300,000	来賓や当日急ぎ参加された方のために予備も含めて購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
98	㊦		エ 【敬老会実施日の寿司代】 平成25年9月7日に寿司代81,000円が計上されているが、なぜ敬老会実施日に寿司代が計上されているのか明らかでない。役員等の私的な飲食費と考えられる。	81,000	敬老行事開催に際し従事していただいた方への弁当として購入したもの。巻イナリは、当日接待等のためスタッフは昼食が取りづらいため、44名分(区長会14名・民生委員9名、各区からの協力者21名)の軽食として提供したもの。弁当は、片づけ等の終了後、反省点を話し合う反省会を開催した際に、夕食時間に及ぶことから弁当を提供したものの(2名は予め欠席の連絡があったため、42名分)。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員等の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等のうち、反省会(弁当:1,300円/食×42)については、この実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。 なお、この他については、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	54,600
99	㊦		オ 【小学生朗読謝礼】 小学生朗読(3名)の謝礼として図書カード代9,000円が計上されているが、小学生3名とは誰なのか不明である。	9,000	敬老行事で作文朗読をいただいた■■小学校4年生の児童3名である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
100	㊦		カ 【■■■■■■■■高校への余興出演料】 ■■■■■■■■高校への余興出演料として15,000円が支払われているが、受取人は誰なのか不明である。	15,000	受取人は余興で出演してもらったチアリーディング部の顧問の教諭である。チアリーディング部への謝礼であり、教諭が代表して受け取っているもの。	この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。 また、謝礼の領収者の問題については、領収者による会計処理が不適切であったとしても、謝礼としての合理性ないし必要性が変わることはないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(4)イ及び同クは欠番

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 請 求 人 の 主 張	小 項 目 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
101	㊦		キ 【過剰なプログラム印刷】 プログラム300枚が印刷されているが、出席者は132名であり、明らかに過剰である。印刷を注文した平成25年9月3日には、出席者数は把握していたはずである。	10,500	敬老行事の出席者や来賓、出演者、スタッフなどの参加者に配布するとともに、記録用や市への提出用などの予備も含めて300部発注したものを。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
102	㊦		ク 【葉書の購入】 平成25年7月30日に葉書15枚が購入されているが、招待者数606名の数とはあまりにも乖離しており、敬老会のために購入したものとは考えられない。補助金の私的流用である。	750	すべて来賓の出席確認用ハガキとして購入したもの(欠席2名あり)。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
103	㊦		ケ 【私的な雑巾の購入】 「52-3210P洗車ぞ」(おそらく洗車雑巾と思われる)399円が購入されているが、明らかに私物の購入である。	399	会場清掃用雑巾として購入。割安で多くの雑巾を購入できると考えたことから、この商品を購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
104	㊦		コ 【過剰なお茶の購入】 平成25年9月6日にペットボトル(24本入)×6、9月7日にペットボトル(24本入)×9、合計360本購入した上、9月7日に、さらに、2リットルのお茶10本+5本を購入している。出席者数(132名)を遥かに超えており、明らかに過剰な購入である。	40,550	500mlのペットボトルは出席者だけでなく、前日の準備作業や、当日の準備及び片づけ作業にも配付している(出席者150名(弁当分)とスタッフ44名の昼食用、前日準備と後片付け用としてスタッフ44名×2本、出演者約61名(合唱団約16名、チアリーディング約20名、のぞみ太鼓約15名、さわらび座約10名)。2ℓのペットボトルは予備として購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるもの限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等のうち、前日準備(お茶105円/本×44=4,620円)については、この実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。 なお、この他については、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	4,620
105	㊦		サ 【私的な酒代】 平成25年9月19日に酒代17,280円が計上されている。敬老会実施から10日以上経っており、敬老会のために酒を購入する理由はなく、明らかに私的な酒代である。	17,280	敬老行事において参加者に提供した酒代の代金の支払いを行った日が平成25年9月19日のため、領収日も同日となったもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0